

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成19年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。競争試験は一般事務、農業、土木等の職種ごとに人事委員会が実施しており、選考は国や他の地方公共団体の職員を県の職員として任用する場合等に各任命権者が人事委員会の承認を得て行っています。

区 分	平成19年度					平成18年度				
	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計
一般行政職員	60人	39人	194人	138人	254人	79人	46人	74人	28人	153人
教 員	-	-	106人	58人	106人	-	-	84人	37人	84人
警 察 官	63人	5人	16人	-	79人	51人	3人	8人	-	59人
計	123人	44人	316人	196人	439人	130人	49人	166人	65人	296人

(注)一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。)

(2) 職員の異動の状況（平成19年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。平成19年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したことになります。

区 分		平成19年度		平成18年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	7人	-	7人	-
	次 長 級	34人	8人	48人	2人
	課 長 級	239人	41人	241人	21人
	課長補佐級	380人	95人	323人	42人
	係 長 級	514人	161人	439人	95人
	一般職員等	754人	274人	889人	303人
	計	1,928人	579人	1,947人	463人
教 員	校 長	78人	21人	57人	12人
	教 頭	109人	26人	67人	13人
	教 諭 等	833人	417人	768人	374人
	計	1,020人	464人	892人	399人
警 察 官	警 視	56人	-	50人	-
	警 部	90人	-	98人	-
	警 部 補	126人	-	114人	-
	巡 査 部 長	121人	8人	116人	5人
	巡 査 等	133人	8人	155人	11人
	計	526人	16人	533人	16人

(3) 職員の退職の状況（平成19年度）

区 分	平成19年度				平成18年度			
	一般行政 職 員	教 員	警察官	計	一般行政 職 員	教 員	警察官	計
定年退職	76人	87人	20人	183人	80人	53人	-	133人
勸奨退職	11人	-	9人	20人	2人	-	31人	33人
早期退職	86人	35人	12人	133人	71人	31人	21人	123人
普通退職	63人	29人	17人	109人	81人	41人	16人	138人
分限免職	-	-	-	-	2人	-	-	2人
懲戒免職	2人	1人	1人	4人	1人	2人	-	3人
失 職	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	3人	4人	5人	12人	4人	3人	1人	8人
計	241人	156人	64人	461人	241人	130人	69人	440人

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成20年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	職 員 数
-----	-------

部 門		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
一般行政部門	議 会	23人(1)	23人(0)	24人(1)	25人(1)	24人(1)
	總 務	596人(32)	608人(12)	612人(4)	620人(8)	629人(9)
	税 務	110人(3)	114人(4)	114人(0)	107人(7)	105人(2)
	民 生	476人(5)	477人(1)	471人(6)	481人(10)	456人(25)
	衛 生	379人(3)	379人(0)	379人(0)	380人(1)	368人(12)
	勞 働	59人 (1)	63人(4)	58人(5)	52人(6)	48人(4)
	農 林 水 産	905人(29)	876人(29)	843人(33)	816人(27)	774人(42)
商 工	168人(2)	166人(2)	170人(4)	114人(56)	132人(18)	
土 木	665人(12)	661人(4)	652人(9)	628人(24)	608人(20)	
計		3,381人(16)	3,367人(14)	3,323人(44)	3,223人(100)	3,144人(79)
特別行政部門	教 育	6,224人(94)	6,268人(44)	6,319人(51)	6,238人(81)	6,118人(120)
	警 察	1,398人(1)	1,415人(17)	1,423人(8)	1,413人(10)	1,416人(3)
計		7,622人(95)	7,683人(61)	7,742人(59)	7,651人(91)	7,534人(117)
普通会計計		11,003人(79)	11,050人(47)	11,065人(15)	10,874人(191)	10,678人(196)
公営企業等 会計部門	病 院	748人(6)	747人(1)	767人(20)	794人(27)	832人(38)
	下 水 道	6人(0)	6人(0)	4人(2)	2人(2)	2人(0)
	企 業	69人(2)	69人(0)	63人(6)	54人(9)	54人(0)
	水産施設	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)
計		828人(8)	827人(1)	839人(12)	855人(16)	893人(38)
合 計 [条例定数]		11,831人(71) [12,625人]	11,877人(46) [12,482人]	11,904人(27) [12,506人]	11,729人(175) [12,372人]	11,571人(158) [12,234人]

(注) 1 ()は、前年との比較

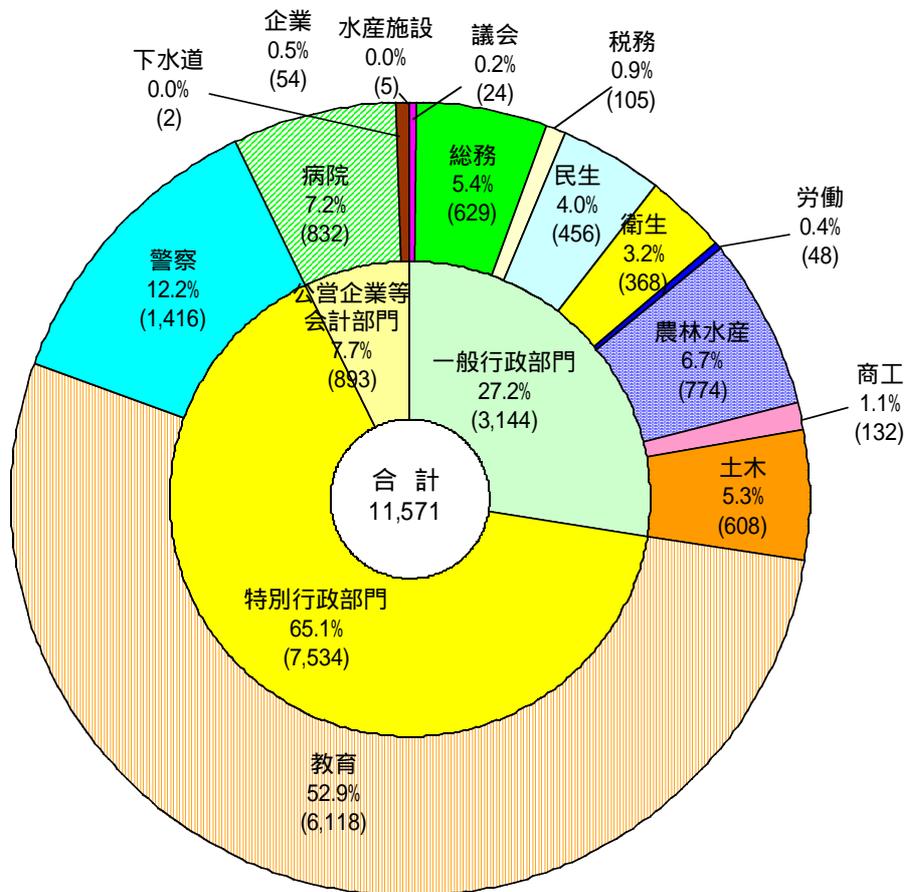
2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

3 平成14年度から平成19年度までの間は、「雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)」により、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置してきました。

鳥取県版「集中改革プラン」を定員管理調査のベースに置き直すと、平成19年4月1日現在の11,729人に対し、平成23年4月1日では351人の削減となると推計されます。

なお、推計に当たっては、平成20年4月1日現在の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの削減計画を単純に均等割して計算しています。また、鳥取県版「集中改革プラン」においては警察及び病院局を除いているため、警察と病院局は平成20年4月1日現在の人数と同数と仮定して推計しています。

平成20年 部門別職員割合



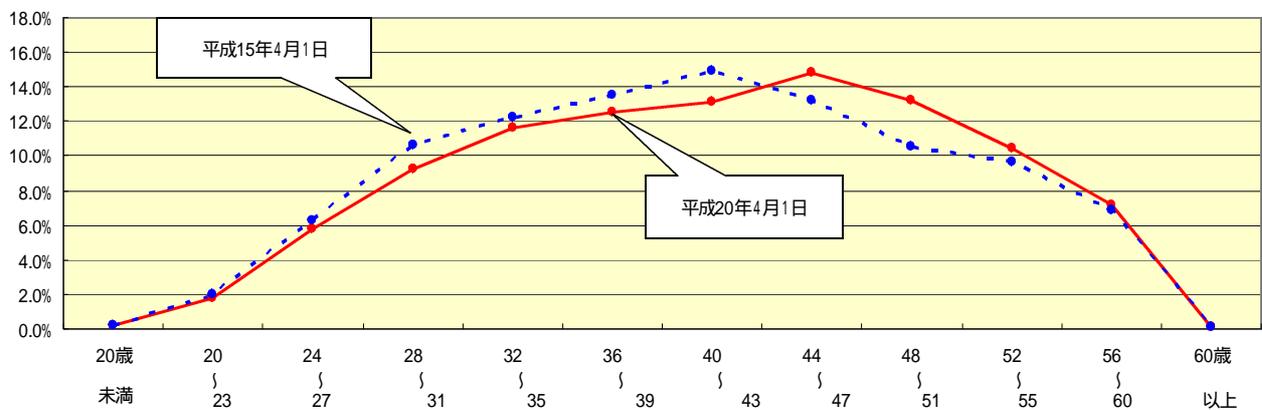
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（平成20年4月1日現在）
 部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	議 会	1 事務局体制の見直しに伴う減
	総 務	9 長期研修派遣職員の増等、業務の見直しによる減等
	税 務	2 業務執行体制の見直しによる減等
	民 生	25 施設監査体制の充実に伴う増等、保健所体制・業務の見直しによる減等
	衛 生	12 健康づくり推進体制充実に伴う増等、保健所体制・業務の見直しによる減等
	労働	4 高等技術専門校の体制の見直しによる減等
	農 林 水 産	42 治山・林道関係業務体制の充実に伴う増等、全国和牛能力共進会の終了による減等
	商 工	18 企業誘致業務等の体制充実に伴う増等、観光関係業務の見直しによる減等
	土 木	20 道路整備関係業務の増等、運転業務の見直しによる減等
	計	79
特 政 別 部 行 門	教 育	120 高等学校改革推進体制充実に伴う増等、児童・生徒数の減少及び学校の統廃合等に伴う減等
	警 察	3 高速道路対応職員数の増加に伴う増等、県雇用創出条例による職員配置の減等
計	117	
普 通 会 計 計	196	
公 会 営 計 企 業 門 等	病 院	38 病院看護体制等充実に伴う看護師の増等、厚生病院改築業務の減に伴う体制縮小等
	下 水 道	0
	企 業 業 務	0
	水 産 施 設	0
	計	38
合 計	158	

(6) 職級別の職員数の状況（平成20年4月1日現在）
 職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分	平成20年4月1日現在			平成19年4月1日現在			
	職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	
一 般 行 政 職 員	部 長 級	15人	1人	6.7%	14人	-	-
	次 長 級	70人	6人	8.6%	70人	6人	8.6%
	課 長 級	412人	47人	11.4%	400人	40人	10.0%
	課長補佐級	672人	132人	19.6%	645人	123人	19.1%
	係 長 級	1,186人	409人	34.5%	1,026人	264人	25.7%
	一般職員等	2,685人	1,270人	47.3%	2,934人	1,425人	48.6%
計	5,040人	1,865人	37.0%	5,089人	1,858人	36.5%	
教 員	校 長	240人	48人	20.0%	240人	48人	20.0%
	教 頭	281人	66人	23.5%	281人	69人	24.6%
	教 諭 等	4,816人	2,432人	50.5%	4,926人	2,481人	50.4%
	計	5,337人	2,546人	47.7%	5,447人	2,598人	47.7%
警 察 官	警 視	62人	-	-	62人	-	-
	警 部	126人	-	-	126人	-	-
	警 部 補	313人	1人	0.3%	309人	1人	0.3%
	巡 査 部 長	320人	19人	5.9%	323人	13人	4.0%
	巡 査 等	373人	27人	7.2%	373人	28人	7.5%
計	1,194人	47人	3.9%	1,193人	42人	3.5%	
合 計	11,571人	4,458人	38.5%	11,729人	4,498人	38.3%	

(7) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
-----	-----------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------	---

平成20年	22人	210人	675人	1,063人	1,341人	1,444人	1,515人	1,714人	1,529人	1,203人	838人	17人	11,571人
平成15年 (5年前)	26人	239人	737人	1,244人	1,437人	1,590人	1,748人	1,551人	1,230人	1,133人	811人	14人	11,760人

(8) 定数削減の見直し及び削減状況

鳥取県では、これまで行ってきた行財政改革の実情と今後の定数削減規模・手法を明らかにし、鳥取県版「集中改革プラン(定数削減・給与構造改革編)」を平成20年10月に策定しました。

ア 平成19年4月1日から平成23年4月1日における定数削減の見直し

平成19年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	増減数	増減率
9,990人	9,490人	500人	5.0%

(注) 職員数は、警察・病院局を除く予算定数。

イ 定数削減の年次別削減状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区 分	19年	20年 (1年目)	21年 (2年目)	22年 (3年目)	23年 (4年目)	20年～23年 計	(参考) 数値目標
知事部局等	職員数	3,515人	3,418人			-	3,315人
	増減	-	97人			97人(48.5%)	200人
学校職員	職員数	6,475人	6,403人			-	6,175人
	増減	-	72人			72人(24.0%)	300人
計	職員数	9,990人	9,821人			-	9,490人
	増減	-	169人			169人(33.8%)	500人

(注) 1 「知事部局等」には、知事部局の他、行政委員会、企業局等を含む。

2 (%)内の数値は、定数削減の見直しに対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの定数増減数の累計を示す。

(9) 障害者の雇用の状況(平成20年6月1日現在)

区 分	平成20年				平成19年			
	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,496人	79.5人	2.27%	2.1%	3,442人	78.0人	2.27%	2.1%
教育委員会	4,230人	63.0人	1.49%	2.0%	4,294人	69.0人	1.61%	2.0%
警察本部	292人	5.0人	1.71%	2.1%	286人	9.0人	3.15%	2.1%
病院局	475人	11.0人	2.32%	2.1%	349人	13.0人	3.72%	2.1%

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数です。

3 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして計上しています。

4 職員数については、非常勤職員(任用期間が1年かつ勤務時間が月17日又は週30時間以上の者に限る。)を含みます。

(10) 退職者の再就職の状況

鳥取県(知事部局)を退職した職員の再就職については、再就職の公平性・透明性を確保するため、平成19年12月10日に制定した「職員の民間企業等への再就職に係る取扱いについて」に基づき、その状況を公表することとしています。

平成20年3月31日に退職した者の再就職の状況は次のとおりです。

区 分	平成19年度の退職者数 (平成20年3月31日退職者数)	左のうち再 就職した者	再就職先		
			民間企業 等	地方公共 団体	公共的団 体等
総 数	128人	36人	9人	11人	16人
上記のうち、課長級以上の職にあった職員	41人	20人	4人	6人	10人

(注) 1 知事部局の状況

2 「公共的団体等」とは、公益法人、社会福祉法人等の民間企業等以外の法人です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成19年度に行った主な見直しは次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設 (行政職給料表から海事職給料表へ切替え) ・ 航海手当(特殊勤務手当)の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・ 旅行手当の廃止	平成20年4月1日 経過措置あり (人事委員会勧告を受けて実施)
高齢者層の昇給の抑制	・ 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は1号給)に抑制	平成20年4月1日 経過措置あり

		(人事委員会勧告を受けて実施)
初任給の引上げ	・ 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円])	平成20年4月1日 (人事委員会勧告を受けて実施)
手当の見直し	・ 配偶者に対する扶養手当の引下げ(月額12,000円 10,500円) ・ 子等に対する扶養手当の引上げ(月額6,000円 6,500円) ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数の引下げ(4.25月 4.05月)	平成20年1月1日 (人事委員会勧告を受けて実施)
	・ 特勤勤務手当の廃止 ・ 定時制通信教育手当の支給対象の縮小と支給額の改正(給料月額 の10% 定額化) ・ 夜間定時制業務兼務手当(特殊勤務手当)の支給対象の縮小と支給 額の改正(授業1時間につき830円 600円)	平成20年4月1日

参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度より以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等(いわゆる「わたり」)の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】...他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事: 1~4級 1~3級(4級を廃止)[1~2級] 主任: 4~6級 廃止 係長: 4~6級 4~5級(6級を廃止)[3級] 主査: 7~8級 廃止(8級は平成13年度から凍結) 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 (経過措置あり)
特殊勤務手当の適正化	・ 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・ 手当の廃止: 13手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) ・ 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) ・ 手当の減額(医療業務手当)	平成18年4月1日
	・ 運転免許技能試験手当の廃止	平成19年4月1日
その他の手当の適正化	・ 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・ へき地手当の支給率の引下げ(4/100~16/100 1/100~6/100)	平成18年4月1日
現業職の給与の見直し	・ 行政職1~5級[1~3級]相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) ・ 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級[3級]相当とする(他は1~3級[1~2級]相当)。 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年9月1日 (経過措置あり)

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正(給料表の改正、勤務実績・成績に応じた給決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況(平成19年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成20年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	平成18年度 の人件費率
平成19年度	602,411人	336,804,588千円	5,602,152千円	100,044,271千円	29.7%	27.6%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事、副知事及び出納長の報酬等が含まれます。

(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成19年度	10,873人	46,380,108千円	8,780,709千円	17,705,793千円	72,866,610千円	6,702千円

(注) 1 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

2 給与費は、(9)の「職員の給与の削減のための特例措置」が反映された額です(以下、鳥取県の給与額について同じ。)

3 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況
ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)
平成20年度	345,493円	357,057円	11,564円 (3.24%)	11,405円 (3.2%)

(注) 1 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。
2 「職員給与」、「較差」の下端は、減額措置を受けた後の額です。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)
平成20年度	4.02月	4.05月	0.03月	0.03月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	336,282円	414,783円	41.8歳	348,615円	473,594円	41.6歳	377,860円	427,097円	41.8歳
		362,176円			375,648円			396,540円	
都道府県 平均	354,147円	436,429円	43.6歳	344,824円	493,047円	40.7歳	401,470円	469,882円	44.4歳
国	325,724円	383,541円	40.7歳	332,446円	379,710円	42.0歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	388,292円	432,890円	43.9歳	352,485円	424,610円	40.6歳	468,824円	854,650円	42.1歳
		405,845円			379,943円			792,787円	
都道府県 平均	389,710円	452,184円	43.8歳	379,413円	450,028円	43.8歳	459,824円	883,494円	43.5歳
国	—	—	—	411,394円	550,400円	44.5歳	475,185円	705,934円	46.2歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	307,258円	355,999円	39.5歳	300,461円	357,843円	38.9歳	365,371円	425,527円	43.2歳
		324,424円			313,911円			392,993円	
都道府県 平均	349,763円	411,431円	43.0歳	326,864円	397,645円	39.3歳	—	—	—
国	319,906円	368,066円	42.4歳	286,346円	320,534円	37.3歳	—	—	—

区 分	現業職					民間			参 考		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与月 額(時間外勤 務手当等を	平 均 年 齢	職 員 数	平均給与 月 額 (B)	平 均 年 齢	A / B (参考)	年収ベース(試算値)の比較		
									公務員(C)	民間(D)	C / D

			含まない額)								
鳥取県	329,400円	370,852円	344,638円	46.6歳	300人	—	—	—	—	—	—
用務員	302,986円	327,790円	316,035円	42.8歳	41人	225.9千円	53.9歳	1.45	6,541.1千円	3,228.0千円	2.03
自動車運転手	327,277円	369,082円	344,591円	46.1歳	108人	189.9千円	55.9歳	1.94	5,209.9千円	2,674.3千円	1.95
守衛	347,016円	415,503円	365,801円	49.3歳	14人	196.5千円	58.2歳	2.11	5,873.9千円	2,576.2千円	2.28
その他	337,177円	380,572円	351,072円	47.9歳	137人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	338,849円	393,549円	—	47.9歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、研究職、医療職及び現業職の職員を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額、手当を含まない給料(教職調整額を含む。)の平均月額です。
4 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です(鳥取県の上段、都道府県平均)。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均及び国の数値は、平成19年4月1日現在です。
6 現業職は、自動車運転士、道路技術員、調理師(員)等の職員に係るものです(以下同じ。)
7 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成17年～19年の平均)。
8 現業職の職種については、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
9 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(6) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	172,200円
	高校卒	142,800円	140,100円
警察職	大学卒	205,000円	200,000円
	高校卒	162,800円	158,100円
高等学校 教育職	大学卒	197,400円	-
	高校卒	153,100円	-
小・中学校 教育職	大学卒	197,400円	-
	高校卒	153,100円	-
研究職	大学卒	183,100円	176,900円
医師等 医療職	大学卒	291,800円	237,700円
薬剤師等 医療職	大学卒	182,400円	178,200円
	短大3卒	172,600円	167,000円
看護師等 医療職	短大3卒	196,000円	188,900円
海事職	大学卒(航海士等)	218,700円	-
	大学卒(甲板員等)	201,800円	-
現業職	高校卒	138,400円	-

- (注) 平成20年度より、人事委員会勧告に伴い初任給の引き上げを行いました。なお、この勧告は、民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っていたことによりなされたものです。
(参考:平成19年4月初任給の比較)

職 種	学 歴	民間事業所従業員 (平成19年4月)	職 員
-----	-----	-----------------------	-----

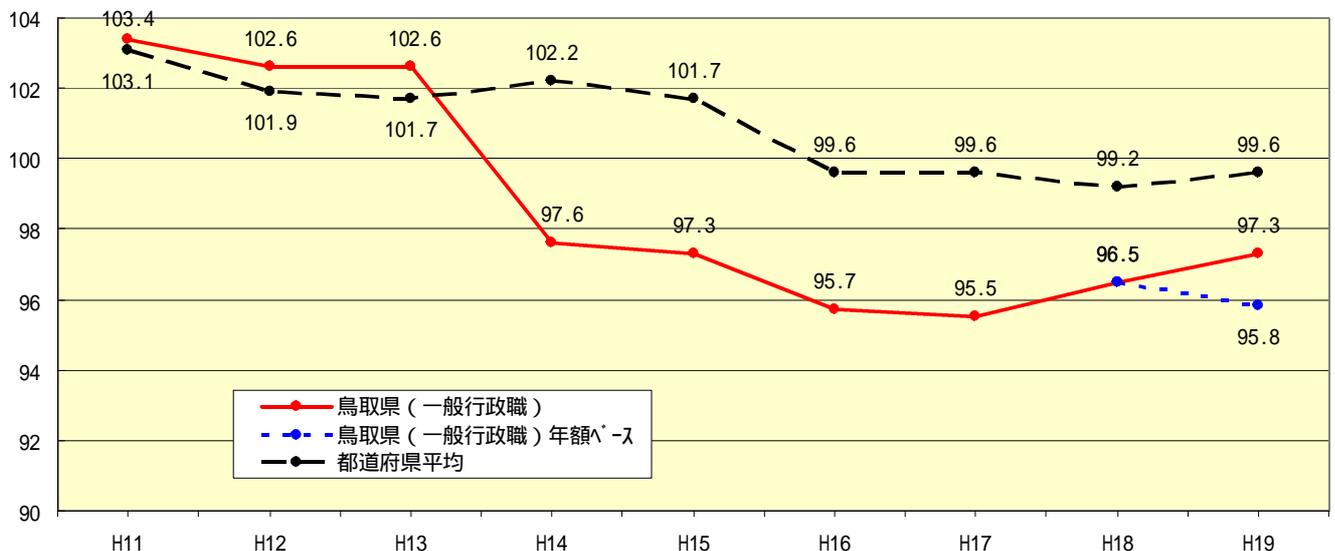
			改正前(平成19年度)	改正後(平成20年度)
新卒事務員 ・技術者	大学卒	190,397円	170,200円	176,800円
	高校卒	149,392円	138,400円	142,800円

(7) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況(平成20年4月1日現在)

経験年数		10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	264,481円	317,394円	365,385円	435,270円	449,531円
	高校卒	227,600円	266,742円	311,853円	392,619円	427,941円
警察職	大学卒	281,167円	354,080円	369,879円	440,564円	453,201円
	高校卒	250,357円	293,280円	353,513円	427,160円	453,433円
高等学校 教育職	大学卒	313,093円	356,309円	396,234円	464,017円	485,456円
	高校卒	- 円	282,176円	1 290,826円	- 円	- 円
小・中学校 教育職	大学卒	308,897円	355,495円	388,115円	448,464円	483,554円
研究職	大学卒	298,033円	349,932円	384,407円	2 446,475円	474,600円
薬剤師等 医療職	大学卒	262,388円	- 円	3 375,296円	- 円	423,438円
現業職	高校卒	- 円	- 円	296,064円	353,693円	391,272円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 1から3までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、それぞれ、経験年数18年、31年、21年の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
3 経験年数別の職員数が少ない職については、記載していません。

(8) 一般行政職の給料月額の国との比較(ラスパイレス指数)の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です(各年4月1日現在)。100より大きいと県の平均給料が国を上回り、100より小さいと県の平均給料が国を下回っていることを表します。
2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。(給与削減措置の詳細は「2(9)職員の給与の削減のための特例措置の状況」のとおりです。)
3 鳥取県では平成19年度から期末手当の支給割合を国と比べて0.2月引き下げ、異なる支給割合としていることから、その影響額も含めた年額ベースでの国との比較(理論値)を参考に掲載しました。

$$\text{【計算式】} \frac{\text{鳥取県平均給料月額} \times 12 \text{月} + \text{期末} \cdot \text{勤勉手当}(4.50 \text{月分})}{\text{国平均給料月額} \times 12 \text{月} + \text{期末} \cdot \text{勤勉手当}(4.25 \text{月分})} \times 100$$

(9) 職員の給与の削減のための特例措置の状況(平成14年度から平成19年度まで実施)

鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。
また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。

なお、県職員の給与水準については、既に平成18年度から地域の民間給与水準を一層反映させるための給与構造改革による引下げを実施しており、数年後には全体で約5パーセント水準が下がることとなっています。

平成14年度から平成19年度まで行った削減措置の内容は、次のとおりです。

(一般職)

区分		平成14年度～平成17年度	平成18年度	平成19年度	減額対象の給料等の種類
減額率	部長等	6%	5%	4%	給料、地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当
	若年職員	4%	3%	2%	
	その他の職員	5%	4%	3%	

(注) 1 若年職員とは、行政職給料表の1級38号給以下相当の職員(大学卒業直後の採用からおおむね3年以内の職員等)です。

2 減額率は、本県独自の給与制度見直し(わたり廃止等)や国に準じた給与構造改革の実施による給与水準引下げの財政的効果、職員の士気への影響等を勘案して決定しています。

(10) 一般行政職の級別の職員数の状況(平成20年4月1日現在)

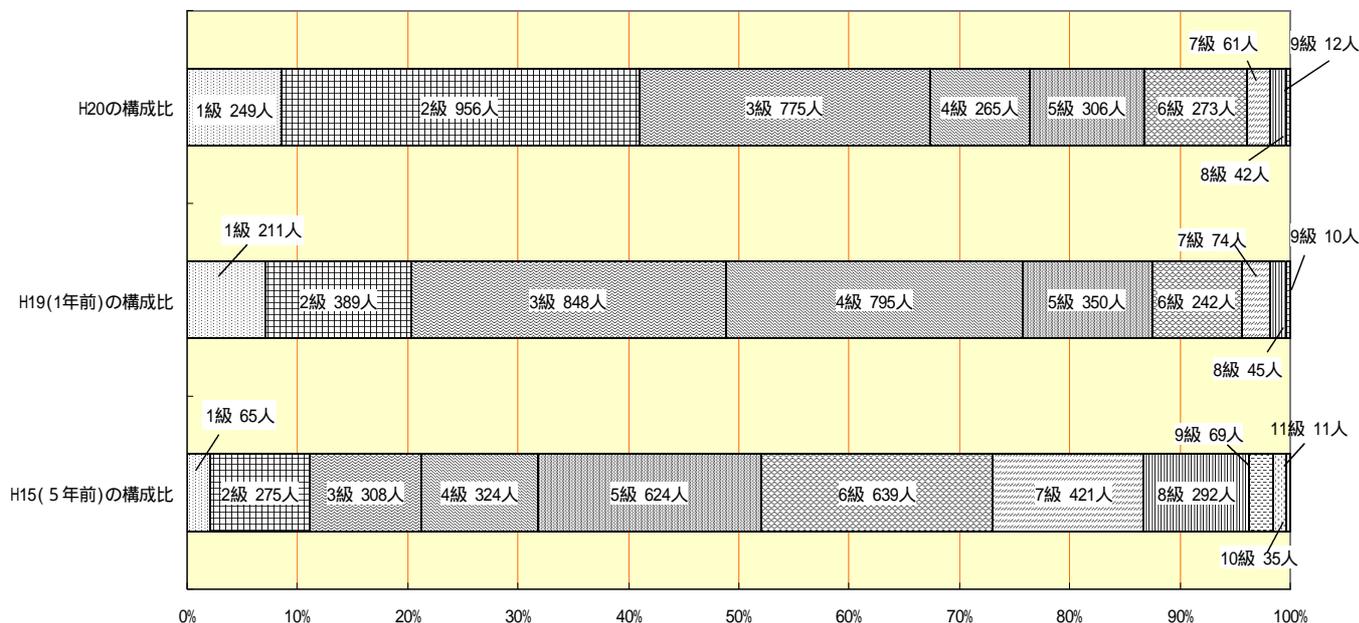
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級(1・2級)	主事及び技師	249人	8.5%
2級(3級)	主事及び技師	956人	32.5%
3級(4・5級)	係長	775人	26.4%
4級(6級)	課長補佐	265人	9.0%
5級(7級)	課長補佐	306人	10.4%
6級(8級)	課長	273人	9.3%
7級(9級)	課長	61人	2.1%
8級(10級)	次長	42人	1.4%
9級(11級)	部長	12人	0.4%

(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。

2 ()内の数値は、18年度より実施した職務の級の構成の変更以前の級です。

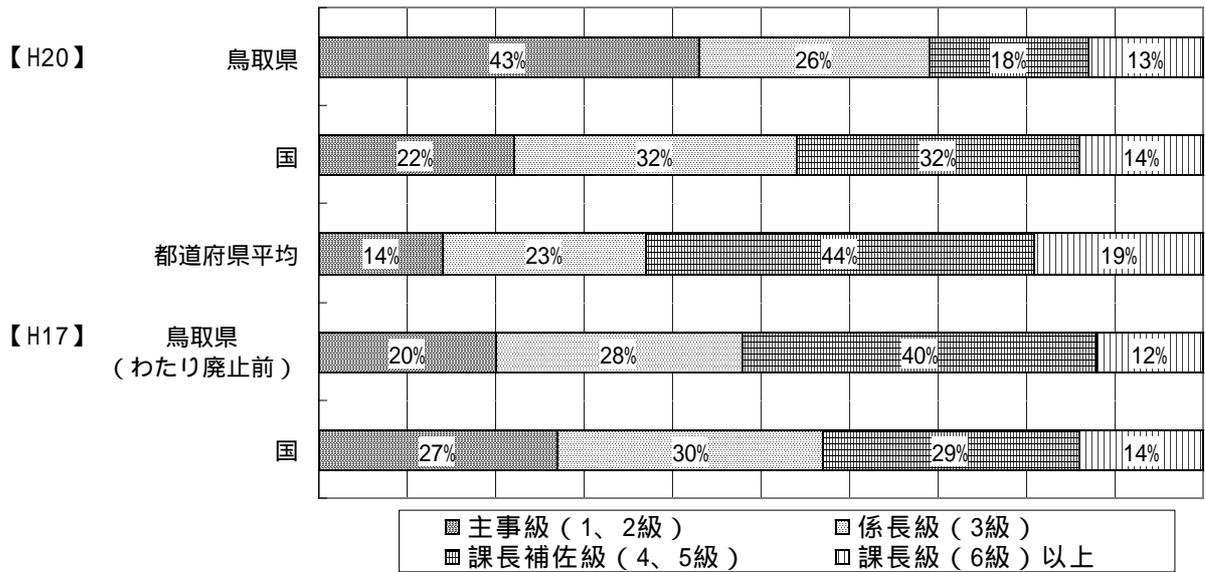
3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位(職務の級)別職員割合の推移



(注) 「わたり」廃止に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度は一年前に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位(職務の級)別職員割合の国比較(行政職給料表適用者)



(注) 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、級別職員数が公表されていない東京都については集計の対象になっていません。

「わたり」の廃止とは

「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 〔給与構造改革による給与切替後〕	見直し後（経過措置）		制度完成後
			H19.4.1	H20.4.1 〔H23.4.1までの4年間給与月額の激減緩和措置あり〕	
主査	7～8級	5級	廃止 課長補佐級へ昇任しない限り4級暫定主任(課長補佐級)へ	廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級(主事級)へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 課長補佐級へ昇任しない限り3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級(主事級)へ	1～2級

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「公務能率評定」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層	昇給区分	A	B	C	D	E
		特に優秀	優秀	標準	要努力	不良
非管理職層	評定			1～3、4(単年)	4(2年連続)	5
	号 50歳を超えない職員			4	2	0

	数	50歳を超え、 55歳を超えない職員		2 (4)	1 (2)	0
		55歳を超える職員		1 (2)	0 (1)	0
		初任層職員		5	2	0
管理職層 (課長級以上)	評 定		1、2	3	4	5
	号	50歳を超えない職員	6	3	2	0
		50歳を超え、 55歳を超えない職員	3 (6)	2 (3)	1 (2)	0
	数	55歳を超える職員	2 (3)	1 (2)	0 (1)	0

- (注) 1 非管理職層については、基本的にCを適用しています。
2 管理職層については、評定に基づきB～Eに区分しています。なお、知事部局（一般行政職）で、公務能率評定により1区分上位に決定された職員の割合は、43.5パーセントです。
3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合）及び標準より下位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合）があります。
4 平成20年度から、50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。ただし、平成20年4月1日に行われた昇給については、経過措置のため、()内の数を適用しています。
5 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(12) 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成19年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.3月分 (1.1)	0.725月分 (0.925)	2.025月分 (2.025)	0.65月分 (0.55)	0.35月分 (0.45)	1.0月分 (1.0)	1.4月分 (1.2)	0.75月分 (0.95)	2.15月分 (2.15)
12月期	1.5月分 (1.3)	0.725月分 (0.925)	2.225月分 (2.225)	0.75月分 (0.65)	0.4月分 (0.5)	1.15月分 (1.15)	1.6月分 (1.4)	0.75月分 (0.95)	2.35月分 (2.35)
計	2.8月分 (2.4)	1.45月分 (1.85)	4.25月分 (4.25)	1.4月分 (1.2)	0.75月分 (0.95)	2.15月分 (2.15)	3.0月分 (2.6)	1.5月分 (1.9)	4.5月分 (4.5)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。(最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月(0.91月)です。)

2 ()内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

3 平成20年度は、期末手当の年間支給月数を0.2月引き下げています。

(ウ) 支給実績（平成19年度）

年間支給総額	支給職員数（平成19年12月）	1人当たりの平均支給年額
17,725,926 千円	11,285 人	1,570,751 円

(参考)平成20年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	39.8歳	平均年齢	34.9歳
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当)	328,607円	平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約296,900円
支給月額	1.91月	支給月額	2.12月

(期末1.2月、勤勉0.71月)		(期末1.4月、勤勉0.72月)	
平均支給額	627,639円	平均支給額	約629,400円

- (注) 1 国の数値は、総務省の報道資料によるものです。
2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(工) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評定期間における勤務実績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務実績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、公務能率評定の基準の一部を準用しています。

勤務成績区分		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合(評定期間に懲戒処分等があった場合)があります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員(臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容(平成20年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額(退職日の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勤奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント(最高20パーセント)の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勤奨・定年・早期退職
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
勤続40年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号~第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績(平成19年度)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
8,983,889 千円 (8,381,686 千円)	383 人 (308 人)	23,456,629 円 (27,213,265 円)

(注) ()内は、勤奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容（平成19年4月1日現在）

（算定方法）

$$\text{支給月額} = (\text{給料月額} + \text{管理職手当} + \text{扶養手当}) \times \text{支給率}$$

（注）支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めております。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績（平成19年度）

年間支給総額		20,654 千円	
支給職員数		40 人	
1人当たりの平均支給年額		516,355 円	
支給対象地域(主な該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等(東京本部)	14 %	17 人	14 %
大阪市等(関西本部)	12 %	16 人	12 %
名古屋市(名古屋本部)	12 %		12 %
その他派遣地域	8 ~ 10%	3 人	8 ~ 10%
異動保障	2.4 ~ 9.6%	4 人	2.4 ~ 9.6%
平均支給率	11.9%	—	11.9%

（注）「異動保障」は、異動により支給率が低くなる場合又は支給されなくなる場合に、円滑な人事管理を図る目的で、給与の減少を緩和するため、2年間に限り、異動前と同率の地域手当（2年目からは異動前の率の8割）が受けられることとする特別の措置です。（平成18年4月1日異動者を除き、平成18年度から廃止されています。）

(エ) 平成22年度の制度完成時

支給対象地域(主な該当機関)	支給率	国の制度(支給率)
特別区等(東京本部)	18 % (16%)	18 % (16%)
大阪市等(関西本部)	15 % (13%)	15 % (13%)
名古屋市(名古屋本部)	12 % (12%)	12 % (12%)

（注）1 平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

2 () は平成20年度の支給率です。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容及び支給実績（平成19年度）

年間支給総額		514,480 千円			
1人当たりの平均支給年額		95,151 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		49.7 %			
手当の種類(手当数)		43 種類			
		知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類(うち知事部局と重複する手当を除いたもの16種類)			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	県税局職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査又は差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	831千円	102人
	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	194千円	37人

	社会福祉主事及び児童福祉司	社会福祉法等に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談又は調査等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	218千円	58人
	精神保健福祉センター職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、立会い若しくは精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉等に関する相談又は指導等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	281千円	60人
	児童指導員	緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	23千円	30人
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	640千円	113人
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
	家畜保健衛生所職員	伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等 日額600円 患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,268千円	125人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業(1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る)	月額5,500円	-	-
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	1,930千円	18人
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
航海手当	水産試験船又は実習船の乗組員	沿岸3マイル以遠の海域における試験調査、実習又は講習のための航海業務	泊を伴う業務 日額600円 泊を伴わない業務 日額300円 (4時間未満60/100) 警報等発令下、夜間の加算あり	1,693千円	365人
夜間定時制	教育職員	全日制課程の授業と兼務して行う夜間における	授業1時間830円	76千円	4人

業務兼務手		定時制課程の授業に従事する業務			
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,591千円	15人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	294千円	25人
	総合事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	1,313千円	50人
取締等業務手	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務	日額600円	55千円	7人
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務			
爆発物検査手	消防課職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等の規定に基づく立入検査	日額300円	-	-
と畜検査等業務手	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う、と殺検査又は解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,865千円	29人
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		食肉衛生検査所長が行う、と殺検査又は解体検査等の業務	日額1,200円		
狂犬病予防等業務手	総合事務所職員	犬の検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	260千円	134人
		野犬等の殺処分等の業務	日額600円		
夜間看護手	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 勤務交代の加算あり	8,572千円	66人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると き 1時間1,200円	13千円	4人
特殊現場作業手	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	793千円	264人
		夜間又は警報発令時等に交通を遮断することな	日額600円		

		く行う道路維持修繕又は除雪等の作業	(4 時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4 時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所 獣医師	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4 時間未満60/100)	1,764千円	207人
		死亡畜の解剖業務	日額600円		
		患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
有害物等取扱手当	試験場職員及び高等技術専門学校職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	71千円	41人
	農林局職員	密閉した建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物等の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外 4 時間未満 60/100)		
環境衛生検査等業務手当	生活環境局職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4 時間未満60/100)	21千円	13人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	327,352千円	15,332人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1 時間以上 2 時間未満 1 時間600円 2 時間以上 3 時間未満 1 時間1,200円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの	3 時間以上 4 時間未満 1 時間1,800円 4 時間以上 5 時間未満 1 時間2,400円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	5 時間以上 6 時間未満 1 時間3,000円 6 時間以上 1 時間3,600円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で週休日等に行うもの	1 時間3,600円		
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額		
		小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	1 日～ 7 日 30/100 8 日～ 14 日 60/100		
災害応急作業等手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務又は教育訓練等の業務	1 時間1,200円 教育訓練 1 時間600円 (夜間等の加算あり)	1,126千円	81人
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり		
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
教育業務連絡指導	小学校、中学校、高等学校又は特	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の業務	日額200円	53,236千円	2,306人

手 当	別支援学校に所属する教諭及び養護教諭				
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	23,291千円	2,354人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	18,493千円	1,536人
犯罪鑑識手 当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	825千円	470人
交通捜査取締手 当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	8,457千円	1,877人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手 当	警察職員	検視作業	1体3,200円	9,024千円	1,127人
		死体取扱作業	日額1,600円 特別な状態にある死体の加算あり		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	5,528千円	1,170人
緊急走行手 当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	29千円	54人
警備艇運航手 当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	1千円	4人
通信指令手 当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	640千円	56人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	-	-
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると 1時間1,200円 危険環境等の加算あり	12千円	26人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,212千円	37人

	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 夜間等の加算あり		
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	-	-
特殊危険物 質処理作業 手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円	-	-
		特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
災害応急 手 当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	48千円	53人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 夜間等の加算あり		
身辺警護 手 当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	154千円	32人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	-	-
銃器犯罪捜 査 手 当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	-	-
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	28,285千円	1,015人
緊急呼出（加算）	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作	1回1,240円	999千円	447人

	業			
--	---	--	--	--

(注) 1 航海手当は、平成20年4月1日から海上危険業務手当に改め、夜間及び警報注意報の発令時に限り1日につき600円を支給することとした。
 2 夜間定時業務兼務手当は、平成20年4月1日から支給対象職員として、昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする職員を加え、支給対象を本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事した場合に限り、授業1時間につき600円を支給することとした。

オ 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成19年度	2,361,423 千円	9,821 人	240,446 円
平成18年度	2,233,377 千円	9,985 人	223,673 円

カ その他の手当等

区 分	制度内容(平成20年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成19年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者でない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額)	異なる。	配偶者を扶養している場合月額13,000円支給	(総額) 1,325,192 千円 (職員数) 5,559 人 (平均) 238,387 円
	例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 10,500円 + イ 6,500円 + エ 5,000円 = 22,000円			
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ。	-	(総額) 591,968 千円 (職員数) 4,882 人 (平均) 121,255 円
	自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り月額2,500円支給	同じ。	-	
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	-	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものによる。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)	同じ。	-	(総額) 1,017,404 千円 (職員数) 9,475 人 (平均) 107,378 円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる。	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる。	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金が相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	異なる。	鳥取県独自の制度	
教職調整額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特			(総額) 884,864 千円 (職員数) 4,960 人

	<p>殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4 / 100</p>			(平均) 178,400 円
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。</p>	同じ。	-	(総額) 750,126 千円 (職員数) 1,059 人 (平均) 708,334 円
初任給調整手当	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,000円)</p>	同じ。	-	(総額) 50,153 千円 (職員数) 38 人 (平均) 1,319,816 円
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。</p>	同じ。	-	(総額) 89,288 千円 (職員数) 287 人 (平均) 311,108 円
へき地手当等	<p>山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに 2 / 100又は 4 / 100の率が定められています。 (へき地手当に準ずる手当は 1 / 100)</p>			(総額) 7,213 千円 (職員数) 77 人 (平均) 93,680 円
定時制通信教育手当	<p>高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (支給額) 次の額を支給します。 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円</p>			(総額) 43,831 千円 (職員数) 88 人 (平均) 498,080 円
特勤手当等 (平成20年4月1日廃止)	<p>生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 4 / 100 (特勤手当に準ずる手当の支給割合については、別に定められています。)</p>	同じ。	-	(総額) 933 千円 (職員数) 4 人 (平均) 233,156 円
災害派遣手当	<p>災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。</p>	同じ。	-	-
休日勤務手当	<p>休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100</p>	同じ。	-	(総額) 266,035 千円 (職員数) 9,821 人 (平均) 27,088 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100</p>	同じ。	-	(総額) 93,503 千円 (職員数) 9,821 人 (平均) 9,521 円

宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ。	-	(総額) 288,808千円 (職員数) 905人 (平均) 319,125円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 6,019千円 (職員数) 1,093人 (平均) 5,507円										
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額5,000円から20,200円までの範囲内で定めてられています。			(総額) 948,732千円 (職員数) 5,480人 (平均) 173,126円										

(注) 1 特地勤務手当は、平成20年3月31日をもって廃止しました。

2 「平成19年度支給実績」欄の「(総額)」は平成19年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成19年度支給職員数(一部は、平成19年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(13) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(平成20年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,446,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145 / 100 × 支給割合 (支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.5月分 計 2.9月分	(算定方法)退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率)知事 30 / 100 副知事 30 / 100 出納長 30 / 100 (支給時期)任期ごとに支給 (1期の手当額)知事 20,822,400円 副知事 14,688,000円 出納長 11,376,000円 平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。また、平成20年度には、期末手当について0.2月分の引き下げを行いました。
副知事	1,020,000円		
出納長	790,000円		
議長	864,900円 (930,000円)		
副議長	762,340円 (811,000円)		
議員	719,150円 (757,000円)		

(注) 1 給料・報酬月額は、平成19年4月1日に適用された額であり、()内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当額は、平成19年4月1日に適用された給料月額及び支給率に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成19年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	16,408,400円	4,083,324円	20,491,724円
副知事	11,584,300円	4,355,655円	15,939,955円
出納長	9,035,450円	3,373,498円	12,408,948円
議長	10,378,800円	3,887,726円	14,266,526円
副議長	9,148,080円	3,426,719円	12,574,799円
	310,672,800円	116,372,880円	427,045,680円

議 員	(8,629,800 円)	(3,232,580 円)	(11,862,380 円)
-----	-----------------	-----------------	------------------

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(14) 企業局(電気事業、工業水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成19年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,761,423千円	11,522千円	323,459千円	18.4%	22.2%
工業水道事業	742,578千円	8,094千円	77,778千円	10.5%	13.6%
埋立事業	158,938千円	22,105千円	20,614千円	13.0%	14.6%

(イ) 予算(平成20年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	41人	170,665千円	44,044千円	63,928千円	278,637千円	6,796千円
工業用水事業	11人	37,525千円	7,287千円	13,527千円	58,339千円	5,303千円
埋立事業	2人	8,556千円	1,635千円	3,756千円	13,947千円	6,973千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
電気事業	鳥 取 県	42.4歳	359,563円	566,335円
	団体平均	40.8歳	368,002円	587,939円
工業用水事業	鳥 取 県	35.9歳	294,462円	441,962円
	団体平均	45.3歳	387,272円	606,347円
埋立事業	鳥 取 県	41歳	365,000円	581,125円
	団体平均	46.2歳	418,356円	652,170円
県(一般行政職)	41.8歳	336,282円	414,783円	

(注) 1 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

2 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

3 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です(以下同じ。)

ウ 職員の手当の状況(平成20年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成19年12月)	1人当たりの平均支給額
80,630 千円	54 人	1,493,154 円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度及び19年度支給実績)

支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給額
173,029 千円 (167,410 千円)	7人 (6人)	24,718,479 円 (27,901,672 円)

(注) 1 平成19年度は支給人数が少ないため、平成18年度と平成19年度の合計を記載しています。

2 ()内は、平成18年度及び平成19年度の勤奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度概要) 一般職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績)

年間支給総額		926 千円			
1人当たりの平均支給年額		27,242 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		63.0 %			
手当の種類 (手当数)		3種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	926千円	435人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力すい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な個所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり	-	-
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	-	-

(オ) 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの平均支給年額
平成19年度	10,297 千円	49 人	210,152 円
平成18年度	12,722 千円	57 人	223,191 円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成20年4月1日現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	平成19年度支給実績

扶養手当	<p>ア 配偶者 月額10,500円</p> <p>イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円</p> <p>ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円</p> <p>エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円</p>	同じ。	-	<p>(総額) 7,753千円</p> <p>(職員数) 34人</p> <p>(平均) 228,029円</p>
住居手当	<p>借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p> <p>-----</p> <p>自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り2,500円支給</p> <p>-----</p> <p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	-	<p>(総額) 3,400千円</p> <p>(職員数) 28人</p> <p>(平均) 121,429円</p>
初任給調整手当	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。</p> <p>(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,000円)</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円</p> <p>(職員数) -人</p> <p>(平均) -円</p>
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)</p> <p>-----</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p> <p>-----</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p> <p>-----</p> <p>駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給</p> <p>-----</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>	同じ。	-	<p>(総額) 6,733千円</p> <p>(職員数) 51人</p> <p>(平均) 132,018円</p>
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。</p> <p>(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。</p>	同じ。	-	<p>(総額) 5,576千円</p> <p>(職員数) 5人</p> <p>(平均) 1,115,234円</p>
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。</p> <p>(算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額</p> <p>(加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円</p> <p>(職員数) -人</p> <p>(平均) -円</p> <p>職員数が少ないため、掲載していません。</p>
特勤手当等(平成20年4月1日廃止)	<p>生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするため、支給する手当です。</p> <p>(算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 支給率</p> <p>(支給率) 支給対象公署によって4/100又は8/100の率が定めら</p>	同じ。	-	<p>(総額) 1,022千円</p> <p>(職員数) 4人</p> <p>(平均) 255,540円</p>

	れています(ただし、特勤勤務手当に準ずる手当については別に定められています。)			
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	(総額) 2,293 千円 (職員数) 49 人 (平均) 46,802 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	(総額) 1,336 千円 (職員数) 49 人 (平均) 27,271 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	-	(総額) - 千円 (職員数) - 人 (平均) - 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150 / 100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) - 千円 (職員数) - 人 (平均) - 円

(注) 1 特勤勤務手当は、平成20年4月1日から廃止しました。

2 「平成19年度支給実績」欄の「(総額)」は平成19年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成19年度支給職員数(一部は、平成19年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(15) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成19年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成19年度	15,084,871千円	629,282千円	7,902,284千円	52.4 %	57.3%

(イ) 予算(平成20年度)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	899 人	3,499,486千円	1,356,122千円	1,314,441千円	6,170,049千円	6,863 千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	38.2 歳	321,037 円	452,333 円
県(一般行政職)	41.8 歳	336,282 円	414,783 円

ウ 職員の手当の状況(平成20年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成19年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成19年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,150,284 千円	823 人	1,397,672 円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
753,961 千円 (735,071 千円)	54 人 (28 人)	13,962,240 円 (26,252,531 円)

(注) ()内は、勤奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成19年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		148,442 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		230,142 円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		81.2 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		4 種 類 (うち 知 事 部 局 と 共 通 の も の 3 種 類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員と同じ。		2,893千円	152人
結核病棟等業務・感染性検査業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,993千円	92人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30 / 100 8日～14日 60 / 100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長 (3 級 の 職 務 に あ る も の) 月額29,000円 医長、副医長及び室長 (2 級 の 職 に あ る も の) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30 / 100 8日～14日 60 / 100	37,258千円	220人
夜間看護等手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 特別事情の加算あり	105,297千円	1,757人

病院に勤務する 医師、助産師、 看護師及び准看 護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別 な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		
-------------------------------------	---	----------	--	--

(オ) 時間外勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成19年度支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成19年度	502,891千円	756人	665,200円
平成18年度	437,546千円	723人	605,181円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成20年4月1日現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	平成19年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ。	-	(総額) 66,219千円 (職員数) 289人 (平均) 229,131円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 ----- 自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り2,500円支給 ----- 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を 借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	-	(総額) 47,503千円 (職員数) 287人 (平均) 165,515円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。))。 ----- 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内 で支給 ----- 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 ----- 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている 職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を 負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相 当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ----- ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参 加することを想定した通勤手当を支給	同じ。	-	(総額) 52,402千円 (職員数) 643人 (平均) 81,495円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支 給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められて います。	同じ。	-	(総額) 33,875千円 (職員数) 38人 (平均) 891,451円
初任給調整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給 与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当で す。 (支給月額)	同じ。	-	(総額) 231,888千円 (職員数) 101人 (平均) 2,295,923円

	経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,000円)			
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は加算はありません。	同じ。	-	(総額) - 千円 (職員数) - 人 (平均) - 円 職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	(総額) 88,606 千円 (職員数) 756 人 (平均) 117,204 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	(総額) 54,583 千円 (職員数) 756 人 (平均) 72,200 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	-	(総額) 46,035 千円 (職員数) 147 人 (平均) 313,165 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150 / 100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 5,183 千円 (職員数) 22 人 (平均) 235,591 円

(注) 「平成19年度支給実績」欄の「(総額)」は平成19年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成19年度支給職員数(一部は、平成19年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成20年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、以下のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時30分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成19年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

平成19年は、職員1人当たり平均11.0日の年次有給休暇を取得しています。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成19年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成19年度	平成18年度
一般行政職員	14.2時間	12.1時間
警察官	51.6時間	51.1時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成20年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇(有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間 その都度必要と認める期間	国と同じ。 国と同じ。

骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし。
8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ。）
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ。
職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、1日2回各30分以内
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い。
妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
小学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて連続する4日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る。（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。）
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）
無給休暇（介護休暇）	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間
無給休暇（海外随伴休暇）	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間

(5) 修学部分休業の状況（平成19年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）をすることができます。

平成19年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(6) 育児休業の状況（平成19年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）をすることができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	3件	89件	2件	106件	-	6件	5件	201件
期間延長件数	-	14件	-	34件	-	-	-	48件
失効、取消	-	11件	4件	7件	-	-	4件	18件

(7) 旅費の制度の概要（平成20年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)	
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙の 地域以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)		
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円	
特 別 職	議会の議員、知事、副知事及び出納長	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん委員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
	専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成19年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職及び休職の3種類があります。

区 分	休職
一般行政職等	125件
勤務実績が良くない場合	-
心身の故障の場合	125件
職に必要な適格性を欠く場合	-
教 員	103件
勤務実績が良くない場合	-
心身の故障の場合	103件
職に必要な適格性を欠く場合	-
警 察 官	11件
勤務実績が良くない場合	-
心身の故障の場合	11件
職に必要な適格性を欠く場合	-
計	239件
勤務実績が良くない場合	-
心身の故障の場合	239件
職に必要な適格性を欠く場合	-

(注) 1 降任、免職の処分は、該当なし。

(注) 2 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成19年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職等	4件	2件	1件	2件	9件	56件
法令に違反した場合	1件	1件	-	1件	3件	23件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	2件	-	-	-	2件	16件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	1件	1件	1件	4件	17件
教 員	12件	3件	1件	1件	17件	58件
法令に違反した場合	-	1件	1件	-	2件	22件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1件	-	-	-	1件	8件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	11件	2件	-	1件	14件	28件
警 察 官	1件	1件	-	1件	3件	11件
法令に違反した場合	1件	1件	-	1件	3件	7件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-	3件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-	1件
計	17件	6件	2件	4件	29件	125件
法令に違反した場合	2件	3件	1件	2件	8件	52件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	3件	-	-	-	3件	27件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	12件	3件	1件	2件	18件	46件

5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（平成19年度）

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	4件	1件	5件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	16件	13件	29件

報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	160件	124件	284件
計	180件	138件	318件

(注) 警察官は、実績なし。

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（平成19年度）

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	警察官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	-	-	-
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	1件	5件	6件
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	-	-	-
計	1件	5件	6件

(注) 教員は、実績なし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の種類及び実施状況（平成19年度）

区分	研修の種類	具体的な取組	参加者	修了者
自治研修所 (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識・管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、2から7年程度の若手職員研修、新任係長研修等）	1,590人	1,526人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（政策形成能力分野、法務能力分野、住民対応能力分野、組織業務管理能力分野等に関する研修）	2,136人	1,951人
	職場支援研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修（新規採用職員トレーナー研修等）	512人	509人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、通信教育等）	205人	155人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修（初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修又は職能向上研修）	645人	645人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修（校長・教頭等を対象とした学校経営研修、教務主任、進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭、教育相談担当教諭等職務に応じた研修）	1,662人	1,662人
	専門研修	教育課題、校務能率の向上等に関する専門的知識・技能を図る研修を希望制により実施（特別支援教育、校務能率の向上又は教科の指導力の向上に関する研修等）	3,748人	3,748人
警察学校 (警察職員対象)	基本課程	階級や部門ごとに必要となる知識・能力等の習得を目的とした研修（初任科、初任総合科、初任補修科、一般職員初任科、部門別任用科、警部補任用科又は巡査部長任用科）	135人	135人
	専科	特定の分野に関する専門的知識・技能等の習得を目的とした研修（警衛・警護専科、留置管理業務専科、知能捜査専科、地域実務専科、被害者対策専科、けん銃指導者専科等）	261人	261人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要（平成20年4月1日現在）

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、公務能率評定を実施しています。

面談により、評定結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

公務能率評定制度の概要

区分	具体的な取組		
	一般行政職	教員	警察
評定方法	絶対評定	絶対評定	絶対及び相対評価 (警部以上は絶対評価)
評定の対象者	全職員（部長級職員、退職者等は除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。）	全職員（地方警務官、警察本部部長、警察学校長、臨時的任用職員、非常勤職員は除く。）
評定者研修	評定の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	評定の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評定期期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年1回（1月）
苦情相談窓口	評定結果に対する苦情相談窓口の設置	評定結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評定結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施・評定結果の本人開示	評価対象者と評定者の面談を年3回実施	なし

	・部下の意欲向上につながる指導、助言	・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	
自己申告制度	業務目標管理手法を取り入れた職員の自己申告制度を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成19年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	選任すべき事業所数	選任者数
知事部局等	4	4	5	5	14	14	17	37	37
教育委員会	-	-	-	-	30	30	30	12	12
警察本部	-	-	-	-	6	6	9	6	6

区分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業所数
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	選任者数	
知事部局等	14	14	14	5	14	14	5	5	5
教育委員会	30	30	30	29	30	30	-	-	-
警察本部	6	6	6	4	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成19年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名		事業の概要・目的	平成19年度 決算額
知事部局等	職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	2,902千円
	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	26,152千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	3,759千円
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	9,926千円
	職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助を行う。	1,578千円
	計		44,317千円
教育委員会	教職員厚生事業	教育関係職員の福利厚生の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	4,612千円
	教職員健康管理事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施及び各職場の衛生管理体制の整備	24,108千円
	教職員心の健康対策	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	964千円
		計	
県警本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,567千円
	生活相談事業	専門相談員を配置し、職員に対する生活相談を実施	1,560千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	164千円
	警察職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するために、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対し補助金を交付	8,833千円
		計	

(3) 職員の健康診断の状況（平成19年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,710人	4,546人	2,762人	2,501人	1,374人	1,365人
特定業務従事者健康診断	4,889人	4,593人	15人	14人	337人	320人

8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況(平成19年度)

ア 県職員採用試験(大学卒業程度及び資格免許職(1回目)) <第1次試験日 平成19年6月24日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
事務(一般コース)	444人	138人	328人	107人	33人	14人	21人	9人	15.6倍
事務(環境コース)	19人	2人	14人	2人	3人	-	2人	-	7.0倍
総合化学	32人	7人	25人	6人	8人	2人	4人	1人	6.3倍
農 業	22人	10人	16人	8人	5人	3人	4人	2人	4.0倍
林 業	10人	3人	8人	2人	4人	2人	3人	2人	2.7倍
水 産	11人	3人	8人	2人	5人	1人	3人	1人	2.7倍
土 木	37人	1人	31人	1人	11人	-	4人	-	7.8倍
建 築	15人	5人	12人	3人	5人	-	3人	-	4.0倍
電気(警察職員)	14人	-	9人	-	2人	-	1人	-	9.0倍
社会福祉(福祉コース)	22人	13人	22人	13人	7人	3人	4人	3人	5.5倍
社会福祉(心理コース)	11人	7人	8人	7人	6人	5人	5人	4人	1.6倍
獣 医 師	3人	1人	3人	1人	2人	1人	2人	1人	1.5倍
薬 剤 師	6人	3人	5人	2人	4人	1人	4人	1人	1.3倍
計	646人	193人	489人	154人	95人	32人	60人	24人	8.2倍

イ 県職員採用試験(高校卒業程度及び資格免許職(2回目)) <第1次試験日 平成19年9月23日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
一般事務	33人	17人	31人	16人	5人	3人	2人	1人	15.5倍
警察事務	160人	67人	134人	54人	25人	8人	13人	5人	10.3倍
土 木	5人	-	4人	-	1人	-	-	-	-
保 育 士	67人	50人	56人	41人	11人	8人	7人	6人	8.0倍
司 書	198人	141人	145人	106人	7人	3人	5人	2人	29.0倍
計	463人	275人	370人	217人	49人	22人	27人	14人	13.7倍

ウ 県公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度) <第1次試験日 平成19年9月23日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
公立学校栄養職員	54人	52人	46人	44人	10人	10人	6人	6人	7.7倍

エ 県職員採用試験(資格免許職(3回目)等) <第1次試験日 平成19年10月28日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
土 木	15人	-	11人	-	7人	-	2人	-	5.5倍
機 械	4人	-	3人	-	-	-	-	-	-
薬 剤 師	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
保 健 師	16人	15人	11人	11人	8人	8人	5人	5人	2.2倍
文化財主事	27人	8人	21人	7人	6人	3人	2人	1人	10.5倍
計	63人	24人	47人	19人	22人	12人	10人	7人	4.7倍

オ 県職員採用試験(大学卒業程度 民間企業等経験者対象) <第1次試験日 平成19年10月28日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
土 木	26人	-	19人	-	7人	-	3人	-	6.3倍

カ 県職員採用試験(身体障害者対象・高校卒業程度) <第1次試験日 平成19年9月16日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
一般事務	11人	6人	10人	6人	4人	3人	2人	2人	5.0倍

キ 警察官採用試験(警察官A(1回目)) <第1次試験日 平成19年7月8日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
警察官(男性)	228人	-	185人	-	112人	-	40人	-	4.6倍
警察官(女性)	48人	48人	40人	40人	12人	12人	2人	2人	20.0倍
警察官(男性) (男性・武道/柔道)	3人	-	2人	-	-	-	-	-	-
警察官(男性) (男性・武道/剣道)	2人	-	2人	-	2人	-	1人	-	2.0倍
計	281人	48人	229人	40人	126人	12人	43人	2人	5.3倍

ク 警察官採用試験(警察官A(2回目)) <第1次試験日 平成19年10月28日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	
警察官(男性)	167人	-	125人	-	37人	-	10人	-	12.5倍
計	167人	-	125人	-	37人	-	10人	-	12.5倍

ケ 警察官採用試験(警察官B) <第1次試験日 平成19年9月16日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
警察官(男性)	163人	-	148人	-	54人	-	18人	-	8.2倍
警察官(女性)	25人	25人	24人	24人	13人	13人	5人	5人	4.8倍
計	188人	25人	172人	24人	67人	13人	23人	5人	7.5倍

コ 警察官採用試験(警察官A(社会人枠)) <第1次試験日 平成19年10月28日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
警察官(男性)	51人	-	45人	-	31人	-	10人	-	4.5倍
計	51人	-	45人	-	31人	-	10人	-	4.5倍

(2) 職員の選考の状況(平成19年度)

区 分	採 用 選 考					昇 任 選 考						
	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計		
行政職	部長相当職	2人	-	-	-	2人	7人	-	-	-	7人	
	次長相当職	2人	4人	-	-	6人	14人	1人	-	-	15人	
	課長相当職	10人	2人	-	-	12人	46人	12人	3人	3人	64人	
	課長補佐相当職	1人	-	-	-	1人	93人	18人	6人	-	117人	
	係長相当職	5人	-	-	-	5人	24人	3人	3人	1人	31人	
	主事相当職	17人	4人	-	2人	23人	-	-	-	-	-	
教育職	指導主事相当職	-	-	-	-	-	-	1人	-	-	1人	
	係長相当職	4人	17人	-	-	21人	-	-	-	-	-	
	助教諭相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公安職	部長相当職	-	-	1人	-	1人	-	-	7人	-	7人	
	課長相当職	-	-	3人	-	3人	-	-	14人	-	14人	
	課長補佐相当職	-	-	4人	-	4人	-	-	-	-	-	
	係長相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	-	-	-	
	主任相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	係員相当職	-	-	10人	-	10人	-	-	-	-	-	
研究職	大規模所長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所長補佐相当職	-	-	-	-	-	-	1人	-	-	1人	
	係長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
海事職	研究員相当職	-	-	1人	-	1人	-	-	-	-	-	
	船長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機関長相当職	-	-	-	-	-	-	2人	-	-	2人	
	一等航海士相当職	-	-	-	-	-	-	4人	1人	-	5人	
医 療 職	二等航海士相当職	2人	-	-	-	2人	-	-	-	-	-	
	(1)	院長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		副院長相当職	-	-	-	-	-	1人	-	-	-	1人
		部長相当職	-	-	-	-	-	1人	-	-	-	1人
		医長相当職	1人	-	-	10人	11人	1人	-	-	4人	5人
		医師相当職	2人	-	-	8人	10人	-	-	-	-	-
	(2)	課長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	2人
		課長補佐相当職	-	-	-	-	-	2人	-	-	2人	4人
		係長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	6人	6人
		衛生技師相当職	-	-	-	4人	4人	-	-	-	-	-
(3)	局長級	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	1人	
	副局長級	-	-	-	-	-	1人	-	-	2人	3人	
	看護師長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	9人	9人	
	看護主任級	-	-	-	-	-	2人	-	-	98人	100人	
	看護師相当職	2人	-	-	69人	71人	-	-	-	-	-	
計	48人	27人	21人	93人	189人	192人	41人	35人	129人	397人		

(注) 選考採用は、主に国や他の地方公共団体等の職員を鳥取県の職員として採用する場合に行っているものです。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会勧告

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成19年の給与改定

(ア) 月例給与の引下げ

- ・給料表の据置き
- ・配偶者に対する扶養手当の1,500円引下げ(月額12,000円 10,500円)
- ・子等に対する扶養手当の500円引上げ(月額6,000円 6,500円)

(イ) 特別給(ボーナス)の支給月数の0.2月分引下げ

(ウ) 高齢者層の昇給の抑制、初任給の引上げ

- ・50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給(55歳を超える職員は1号給)に抑制
- ・初任給の引上げ(行政職・大卒の場合: 1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円])

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定しており、これらの判断基準に沿って総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

<月例給(給与削減措置前)・特別給の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成19年4月分)	351,473円	363,751円	12,278円(3.38%)
特別給(平成18年8月-19年7月)	3.90月分	4.25月分	0.35月分

(注)月例給はラスパイレス方式による比較である。

<月例給(給与削減措置後)の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成19年4月分)	351,473円	353,390円	1,917円(0.54%)

(注)特別給は月例給と同率(2%~4%)が削減されている。

イ 国家公務員の給与の状況

人事院は、平成19年8月8日に、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げを行うとともに、子等に係る扶養手当の上上げ、特別給の上上げ等を内容とする職員の給与に関する報告・勧告を行った。

本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較(国公ラスパイレス指数)では、平成18年は96.5であった。

<国公ラスパイレス指数(国=100)>

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
103.4	102.6	102.6	97.6	97.3	95.7	95.5	96.5

(注)平成14年以降、本県の給料は減額後の額で比較している。

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

・他の都道府県においては、本県と概ね類似の給与制度をとっている。

・既に勧告を行った団体については、引き上げることとした団体、据え置くこととした団体、引き下げるることとした団体と、地域の実情に応じた勧告内容となっている。

エ 生計費及びその他の事情

・勧告後の給与は生計費を充足している。

・民間における経済、雇用情勢等は引き続き厳しい状況にある。

(4) 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の都道府県の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案した。

(5) 勧告の内容

ア 月例給について

(ア) 給料表

本年の給料表の改定を見送り

(昨年4月に導入した地域給を反映した給料表により、制度的には地域の民間給与とほぼ均衡すること、職員の給与は現に2%~4%削減されていること等を考慮)

(イ) その他の手当

・扶養手当
・配偶者に対する手当の1,500円引下げ
・子等に対する支給額の500円引上げ

・地域手当
・平成20年度における暫定的な支給割合の引上げ

イ 特別給について

期末手当の支給月数の0.2月分引下げ(2.8月分 2.6月分)

(民間の支給状況が下回っているが、現に職員の特別給が給与の削減措置によって減額支給されている実態を考慮)

(6月期:1.3月分 1.2月分 12月期:1.5月分 1.4月分)

ウ 初任給及び昇給の基準について

・50歳を超える職員が昇給日前1年間を良好な成績で勤務した場合の昇給の標準号給数を現在の4号給から2号給(55歳を超える職員にあっては2号給から1号給)に抑制

・民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っており、4号給引上げ

(行政職大卒の初任給:1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円]6,600円引上げ)

エ 実施時期等

・改正給与条例の公布日の属する月の翌月から実施。ただし、地域手当、初任給基準及び昇給の基準の改定に伴うものについては平成20年4月1日から実施

・所要の経過措置の設定

(6) 提言事項

ア 給与制度の見直し

・高齢者層の職員の給与水準が地域の民間事業所従業員の給与水準を大きく上回っていることから、今後も、給与水準・昇給制度のあり方等について検討が必要

・住居手当、特勤手当等について見直しが必要

・船員の処遇の検討が必要

・教員給与の見直し

イ 次世代育成の取組み・家庭生活の支援

・「特定事業主行動計画」に沿って積極的な取組みが必要

ウ 勤務時間の見直し

・勤務時間の見直しについて国の見直し状況を注視しながら慎重に検討

エ 時間外勤務の縮減対策

・ICカード職員証の未導入機関においては、早急に導入を図り、勤務実態の正確な把握に努めることが必要

- ・長時間の時間外勤務を行った職員の健康管理について一層の取組みを図ることが必要
- オ 職員の健康保持
- ・職場単位でも健康保持に努めていけるような取組みが必要
- カ 公務員倫理
- ・職員一人一人が自覚を持ち職場全体の問題として取り組むことが必要
- キ 非常勤職員
- ・非常勤職員と臨時的任用職員について処遇の実態を検証するとともに見直しを検討

船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見申出の概要（平成20年1月9日鳥取県人事委員会勧告（船舶乗組員に対する海事職給料表の導入等について））

(1) 勧告の概要

- ア 船員に対して海事職給料表を導入すること（海事職給料表の新設）
現在は行政職給料表が適用されている
- イ 航海手当（特殊勤務手当）の支給については、夜間及び警報注意報の発令時に限ること
現在は昼間の航海についても支給している（船員という勤務の特殊性を考慮）

(2) 実施時期

- 平成20年4月1日から実施すること
- 意見申出（旅行手当廃止のための職員の旅費等に関する条例の改正）の概要

(3) 意見申出の概要

- 外国旅行のうち水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行で、公海上の航海、漁労等を行う場合に支給されてきた旅行手当を廃止すること

(4) 実施時期

- 平成20年4月1日から実施すること

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

部局	給与に関する こと	勤務時間 に関する こと	休暇に関 すること	執務環境 に関する こと	厚生福利 に関する こと	転任に関 すること	任用に関 すること	その他	計
教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	1件	1件

その他の任命権者については、該当なし。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
なし